

古賀市地域公共交通会議について

●地域公共交通会議とは

道路運送法施行規則 9 条の 3 に基づき設置されるもので、地域の公共交通関係者が一堂に会し、公共交通に係る現状や課題等の情報を共有することにより共通認識を持ち、議論を行う場です。

・協議内容

コミュニティバスを運行しようとする時や、地域公共交通会議の協議結果に基づく輸送サービスの変更・廃止を行う時など、主宰地方公共団体が必要と認めた場合に開催し、地域のニーズに即した乗合輸送サービスの運行形態、サービス水準、運賃等について協議。必要に応じて地域の交通計画を策定する。

・メリット

＊ 地域公共交通会議での協議が整っていれば

- ① 乗合事業の申請から許可までの期間が短縮される。
- ② 運賃を地域で設定できることとなる（許可⇒届出）。
- ③ 予備車両についても、任意の基準で保有してよい。（保有するか否か、何台保有するかについて、任意で決定してよい。※通常は 5 台につき 1 台の予備車両といった規定がある。）等

※コミュニティバスなどを運行する際は、この会議を設置し、総合調整を行ったうえで行われることが多い。

●「地域公共交通会議」構成員

【道路運送法施行規則第 9 条の 3（地域公共交通会議の構成員）】

地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

1. 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
2. 一般乗合運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
3. 住民または旅客
4. 地方運輸局長
5. 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体

※ その他、必要と認めるときは以下を構成員として加えることができる

- ・ 道路管理者
- ・ 都道府県警察
- ・ 学識者その他会議の運営上必要と認められる者。

●平成 29 年度の開催状況

- ・平成 30 年 2 月 23 日 平成 29 年度第 1 回古賀市地域公共交通会議
 - ・平成 30 年 3 月 23 日 平成 29 年度第 2 回古賀市地域公共交通会議
- 主な協議事項：古賀市公共交通等連絡バス（コガバス）の運行について